教育大運動 747推進ニュース

2024年6月11日 発行:教育大運動1741

事務局

「国際遊びの日」臨時号

今日、6月11日は「国際遊びの日」(International day of play)です!

今日、6月11日は国連の定めた「国際遊びの日」です。2024年3月25日、国連総会は、ベトナムとブルガリア、エルサルバドル、ジャマイカ、ケニア、ルクセンブルクの6か国が共同提案した、「毎年6月11日を『国際遊びの日』とする」決議案を可決しました。これにより、今日2024年6月11日は、その第1回目にあたります。

それにあたり、日本子どもを守る会は見解を発表しました。

第1回「国際遊びの日」に向けての日本子どもを守る会事務局見解(抜粋)

(省略)2024年3月25日、国連総会は全会一致で6月11日を「国際遊びの日」(International Day of Play)として定めました。

私たち日本子どもを守る会は、同様の考えを持つ諸団体とともに、この決定を心から喜び、6月11日を、日本でも世界でも、子どもの休息・自由時間、遊び・レクリエーション、文化的生活・芸術への参加の権利(子どもの権利条約第31条)を広げ定着させ実現していくための大事な日として歓迎するものです。そして、今日は、その第1回の日です。

子どもの豊かな成長・発達を保障する「子ども期」の充実の

ためには、子どもの遊びと文化は不可欠の権利であり、特に「遊びは子どもの主食」であることを、 私たちは再確認しなければなりません。

(省略)子どものいのちと暮らしを守る福祉、体と心と知恵の発達にかかわる教育を受ける権利 や再チャレンジができる権利については、基本的な法律がつくられていますが、残念ながら子ども の文化権や遊んだり、ぼっっとしたりしながら成長できる権利にかかわる基本法は作られていませ



ん。国連子どもの権利条約の第31条には、「子どもの文化権」が明記されており、日本政府がこの条約を批准(1994年)したことにより、子どもの文化権の規定は、日本社会にも適用される子どもの権利となっているはずが、実現せず、ようやく「こども基本法」はできましたが、まだまだ不十分で、国内的には、「国際遊びの日」が十分保障されているとは言い難いのです。

(省略)私たちは、平和憲法を堅持し、人権に最大限配慮し、平和と福祉・文化を豊かにする社会づくりと子どもの成長・発達としあわせの実現を強く求め、このような政府や都の姿勢が改まり、「国際遊

びの日」が名実ともに子どものために実現することに尽力する所存です。

花には太陽を 子どもには平和を!

第1回「国際遊びの日」2024年6月11日に 日本子どもを守る会

こうした素晴らしい日が制定されたこと、幅広く知っていただきたいですね。